

# 緊急記者会見 原子力規制庁の運転期間延長事前検討問題

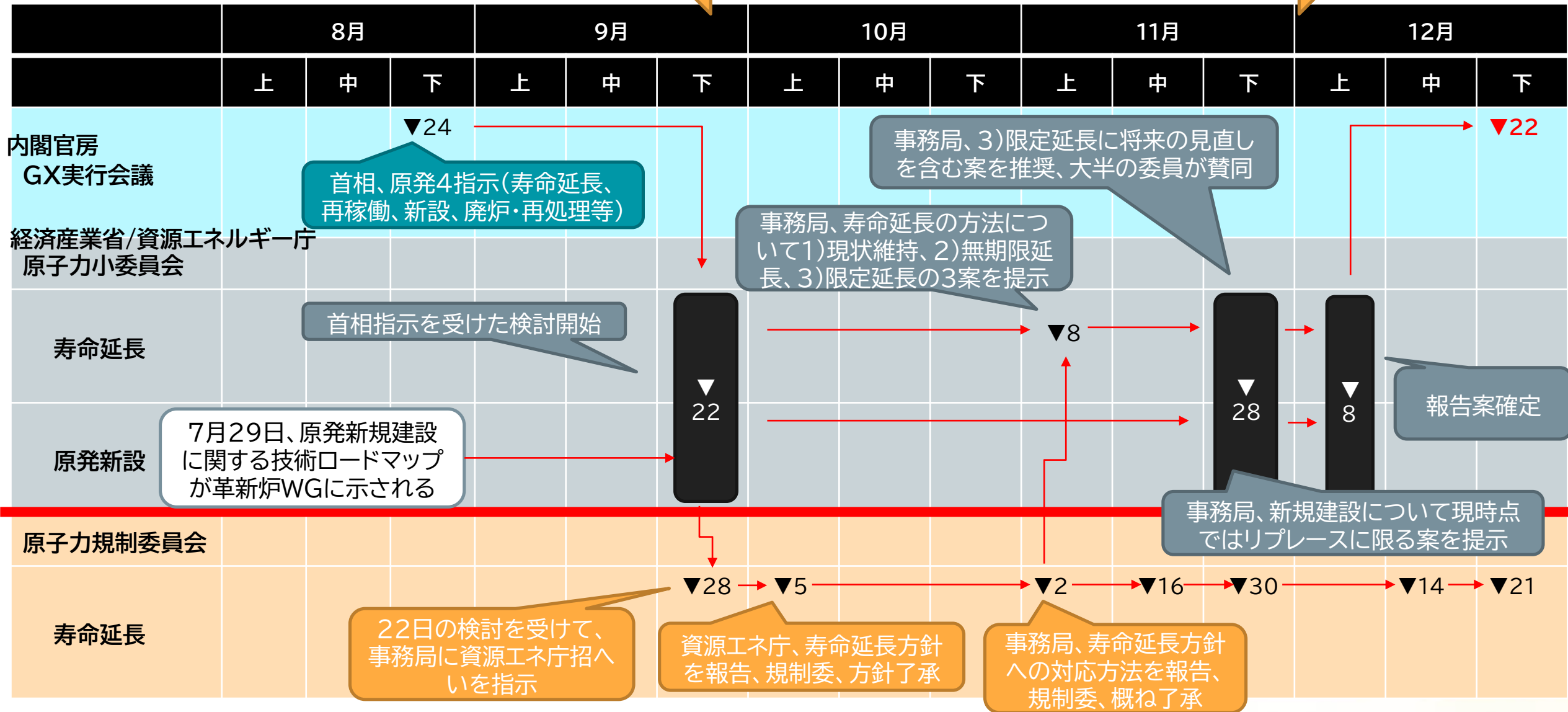
松久保 肇（原子力資料情報室）

2022/12/21



# あまりに拙速な議論

議論は実質2ヶ月程度



- 2022年10月28日 衆議院 環境委員会

資源エネルギー庁の審議会での利用政策の観点から運転期間の在り方についての審議が開始されたこと、これについては報道等で私も承知しておりました。運転期間の延長に関しましては、原子炉等規制法において、運転期間の定めと高経年化した原子炉に対する安全性の確認の規制の定め、これがセプトで規定されております。原子力規制委員会が担っている高経年化した原子炉に対する安全性を確認するための規制について、資源エネルギー庁の検討結果によっては原子炉等規制法の条文に影響が出てくると考え、原子力規制委員会の公開の場で資源エネルギー庁から審議会での検討状況を聴取するものとしたものでございます。したがって、委員御指摘の、原子力規制庁と資源エネルギー庁との間でシナリオがつけられたというものではありません。

- 2022年11月21日 日本記者クラブ記者会見

これはもうタイミング的に私が委員長になってすぐのタイミングでございましたけれども、これもあくまでもタイミングの問題でございまして、私としては、この規制に抜けがあってはいけないと、高経年化した原子炉に対する安全規制については厳正に継続しなければならぬという、そういう気持ちから議論を開始したところでございまして、何か圧力が加わったとか、下取引があったとかということでは全くございません。ここはもう自信を持って皆さんに表明できるところでございますし、この点については、高経年化した原子炉についての安全性については、私ども原子力規制委員会が責任を持ってきちんと規則を作っている所存でございます。

- 2022年11月22日 朝日新聞インタビュー

——就任もない10月5日に経産省の担当者呼んで状況を聞き、審査制度を見直す検討を事務局の原子力規制庁に指示しました。就任前に経産省などから話があったのでしょうか。

「全くございません。これは非常に重大な案件で、委員会として判断をしないといけないと考え始めたのは、8月末のGX(グリーン・トランスフォーメーション)実行会議の資料に運転期間の延長というワードを見た時です。ただ、いつの時点で具体的な提案をされるか分かりませんでした。たまたま9月22日の(経産省)資源エネルギー庁の原子力小委で議論がされたので、どういう方針で運転期間を変えていくのかというのを早急に聞き、対応しないと間に合わないなと思った次第です」

## 行政文書開示請求書

令和 4 年 12 月 1 日

原子力規制委員会委員長 殿

氏名又は名称： (法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)

NPO法人 原子力資料情報室 代表理事 伴英幸

住所又は居所： (法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地)

〒164-0011 東京都中野区中央2-48-4 小倉ビル1F

TEL 03 (6821) 3211

連絡先：(連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号)

松久保 肇 連絡先 同上

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

### 1. 請求する行政文書の名称等

(請求する行政文書が特定できるよう、行政文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。原則として、開示請求手数料がそれぞれ必要となる開示請求に係る行政文書1件(ただし、一の行政文書ファイルにまとめられた複数の行政文書又は相互に密接な関連を有する複数の行政文書については、当該複数の行政文書を1件の行政文書とみなします。)ごとに一葉として記載してください。)

原子力規制委員会・規制庁における原子炉の運転期間延長に関する検討資料一切  
(2022年4月～11月末まで、原子力規制委員会及び原子力規制庁内での検討、関連省庁や被規制対象者などの外部とのやり取りなど)

これに対して、原子力規制庁原子力規制企画課より、電話で、「**事前に検討した経緯が存在しない、については修正してほしい**」との要請があった。

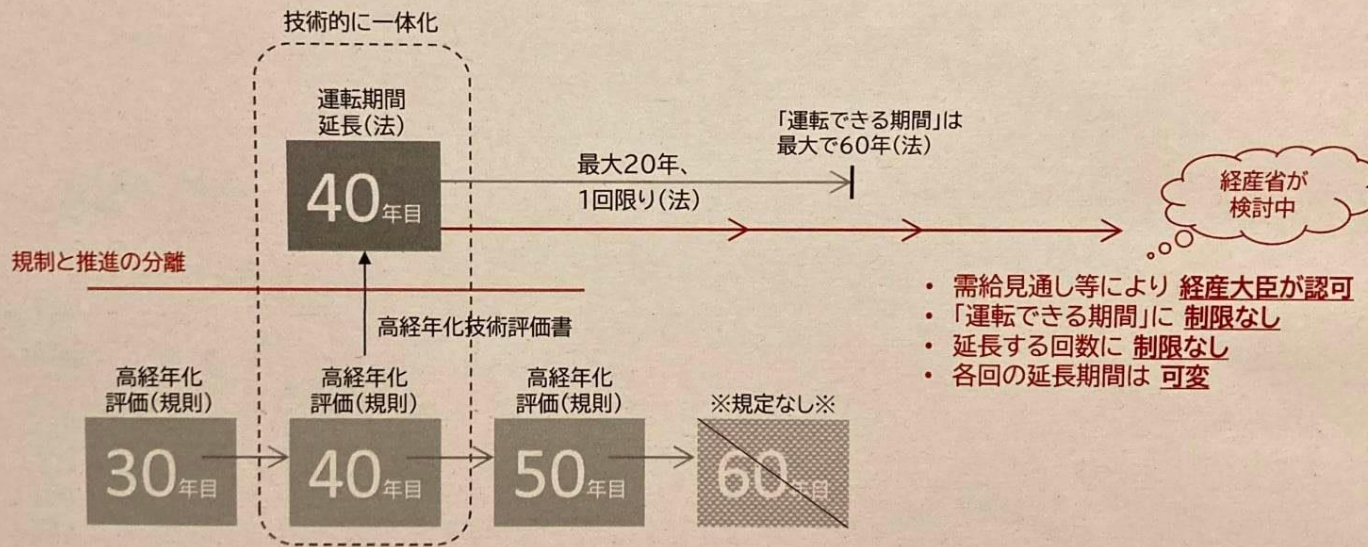




# 2022年8月時点の原子力規制庁内部資料

- 来年の常会に提出予定の「束ね法」(経産主請議)により、現在、炉規制法に規定されている発電炉の運転期間制限を、電気事業法に移管。
- これに伴い、同束ね法により、【高経年化対策に関する安全規制】を炉規制法に新設。
- 重要広範となる可能性も念頭に、スケジュール、立法事実/法律事項などを、今後、経産省とも調整・検討。規制庁内は当面、4名程度のコアメンバーで立案作業に着手。

きわめて具体的な法改正方法が記載



原子力規制庁、9月1日付で法令実務経験のある職員3名に原子力規制部規制企画課に併任辞令

今後、高経年化プラントの増加・長期化が見込まれるため、更に安全規制を強化

- 現行は60年超を想定していない ⇒ 60年超にも対応した安全規制
- 現行は「10年毎」の要求 ⇒ 各炉のパフォーマンス実績を反映した評価期間(最大10年)
- 現行は他プラントの規制経験、新知見の反映が事業者任せ ⇒ 定期見直しの義務化、場合により措置命令
- 現行は施設管理の1分野 ⇒ 高経年化を切り離し、「計画」の認可、「計画」に従った措置の義務化・規制検査化、「計画」の変更命令



# そもそも運転期間制限は規制政策として導入された

## 二の①について

一般的に、設備、機器等は、使用年数の経過に従って、経年劣化等によりその安全上のリスクが増大する。発電用原子炉について運転期間に制限を設けるに当たっては、原子炉設置許可の審査において、重要な設備、機器等について中性子照射脆化等の設計上の評価を運転開始後四十年間使用されることを想定して行っていることが多いことを考慮し、原則として四十年としたものである。

## 二の②について

発電用原子炉の運転を延長することができる期間として二十年を超えない期間であって政令で定める期間を超えないものとしたのは、現在行われている高経年化の技術評価が六十年間を一つの目安として設備、機器等の評価がなされていること等を考慮したものである。具体的な延長期間については、原子力規制庁発足後、詳細な検討を経て決定する予定である。

## 二の③について

発電用原子炉の運転期間の延長の認可の基準については、長期間の運転に伴い生ずる原子炉その他の設備の劣化の状況を踏まえ、延長しようとする期間において安全性を確保するための基準を定めることとしており、原子力規制庁発足後、詳細な検討を経て決定する予定である。

## 二の④について

一般に、原子炉建屋や原子炉圧力容器といった施設等については、発電用原子炉の運転を開始した後は取替えが困難とも考えられており、こうしたことを踏まえ、**安全上のリスクを低減するため発電用原子炉の運転期間を制限することとした**ものである。

## 二の⑤について

御指摘のように、個々のプラントごとに施設の状況が異なることも踏まえ、一切の例外を排除するのではなく、一定の要件を満たし認可を受けた場合には、発電用原子炉の運転期間の延長を可能とする制度としている。

## 三の①について

**現行の制度においては、法律上発電用原子炉の運転期間を制限していない点が十分ではないと考えており、今回の改正案を検討した**ものである。

平成二十四年二月十七日受領  
答弁第五七七号

内閣衆質一八〇第五七号

平成二十四年二月十七日

内閣総理大臣 野田佳彦

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員高市早苗君提出発電用原子炉の運転可能期間を「四十年」または「六十年」と定める技術的根拠等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。